

北陸地域国際物流戦略チーム 規約

(名称)

第1条 本会は、北陸地域国際物流戦略チーム（以下「戦略チーム」という）と称する。

(目的)

第2条 戦略チームは、北陸地域（新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県）の国際物流の課題について、産学官の関係者において問題意識を共有し、かつ関係者が一体となって課題解決のための具体的な施策について協議・提言する。もって地域の振興に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 戦略チームは、北陸地域を所管する経済団体、物流団体、港湾関連企業、空港関連企業、学識経験者、並びに関係行政機関等（以下「委員」という。）から成る本部会と幹事会で構成する。

(本部会)

第4条 本部会は、地域における実情を踏まえて、北陸地域の国際物流に関する重要事項について協議を行う。

2 本部会は、別紙に掲げる委員で構成する。必要に応じ別紙に掲げる委員以外の出席を求めることができる。

3 本部会には、課題により必要に応じて専門部会を設置することができる。

(座長)

第5条 本部会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選によって選出する。

3 座長は、事務局と協議の上、本部会委員を招集する。

4 座長は、本部会の議事の進行及びとりまとめを行う。

(幹事会)

第6条 幹事会は、本部会に付すべき事項のとりまとめ、及び国際物流の課題についての情報交換及び検討を行う。

2 幹事会は、別紙に掲げる幹事で構成する。必要に応じ別紙に掲げる幹事以外の出席を求めることができる。

(幹事会座長)

第7条 幹事会に幹事会座長を置く。

2 幹事会座長は幹事の互選によって選出する。

3 幹事会座長は、事務局と協議の上、幹事会委員を招集する。

4 幹事会座長は、幹事会の議事の進行及びとりまとめを行う。

(事務局)

第8条 戦略チームの事務局は、北陸地方整備局港湾空港部クルーズ振興・港湾物流企画室、北陸信越運輸局交通政策部環境・物流課が共同して務める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、その都度協議し決定する。

(附則)

この規約は、平成18年8月23日から施行する。

(附則)

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

(附則)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

委員会設置趣旨

本委員会は、今後、発生が懸念されている首都直下地震や南海トラフ地震等の最悪のシナリオを想定した際に、北陸地域としてのバックアップ体制構築の方策を検討することを目的に設置するものとする。